



核燃料部会 部会賞表彰内規

平成 24 年 3 月 19 日 第 37 回核燃料部会全体会議制定

(目的)

第 1 条 本内規は「核燃料部会規約」第 1 条、第 3 条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」第 1 条および「核燃料部会内規」第 12 条に基づき、核燃料部会部会賞（以下「部会賞」と称す）の表彰について定めるものである。

(趣旨)

第 2 条 部会賞は、原子力平和利用を目的とした核燃料工学に関する学術および技術を顕彰することを目的とする。ただし、相応しい成果や貢献がない場合は、部会賞は授与しないものとする。

(表彰の種類, 対象)

第 3 条 部会賞は、毎年 1 回、原子力平和利用を目的とした核燃料工学に関する学術および技術上の優秀な成果ならびに優れた貢献をなした者に対して授与する。

- 2 部会賞の種類は別に定める。
- 3 部会賞受賞者は、原則として核燃料部会員とする。

(選考方法)

- 第 4 条 受賞者の選考は、運営小委員会が行う。
- 2 運営小委員会は、この選考を円滑に行うため、部会賞選考小委員会を設置する。
 - 3 部会賞選考小委員会について必要な事項は、別に定める。

(表彰時期)

第 5 条 受賞者には、本賞を「春の年会」または「秋の大会」において贈呈する。

(選考結果報告)

第 6 条 表彰決定後、選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第 7 条 本内規の改定は、運営小委員会の発議に基づき、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 この内規は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ①